

1. 議事日程（令和4年第4回北広島町議会定例会）

令和4年12月20日
午前10時開議
於 議 場

日程第1	議案第82号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第2	議案第83号	芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第84号	北広島町ふれあい健康館設置及び管理に関する条例を廃止する条例
日程第4	議案第85号	豊平青年研修道場設置及び管理に関する条例を廃止する条例
日程第5	議案第86号	広島県市町総合事務組合規約の変更について
日程第6	議案第87号	行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について
日程第7	議案第88号	財産の取得について（旧豊平地区工業団地開発予定地）
日程第8	議案第89号	令和4年度北広島町一般会計補正予算（第7号）
日程第9	議案第90号	令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第91号	令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第92号	令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第93号	令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第5号）
日程第13	議案第94号	令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第95号	令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第96号	令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第97号	令和4年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第17		広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙
日程第18	審 査 報 告	請願・陳情等の常任委員会審査報告
日程第19	陳 情 審 査	陳情第13号 令和5年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書
日程第20	陳 情 審 査	陳情第15号 物価高騰に対する支援を求める陳情書
日程第21	陳 情 審 査	陳情第19号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書
日程第22	発議第10号	国の責任による物価高騰に対する支援を求める意見書の提出について
日程第23	発議第11号	子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について
日程第24	発議第12号	消費税インボイス制度の延期を求める意見書の提出について
日程第25		閉会中の継続審査及び継続調査の申し出（3件）

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	7番 美濃孝二
8番 梅尾泰文	9番 伊藤淳	10番 服部泰征
11番 宮本裕之	12番 湊俊文	

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 畑田正法	教育長 池田庄策
芸北支所長 楨原ナギサ	大朝支所長 沼田真路	豊平支所長 細川敏樹
危機管理課長 野上正宏	総務課長 川手秀則	財政政策課長 国吉孝治
管財課長 高下雅史	まちづくり推進課長 矢部芳彦	税務課長 植田優香
町民課長 大畑紹子	福祉課長 芥川智成	保健課長 迫井一深
農林課長 宮地弥樹	商工観光課長 中川克也	建設課長 竹下秀樹
上下水道課長 寺川浩郎	消防長 日田靖成	学校教育課長 植田伸二
生涯学習課長 小椿治之	会計管理者 細居治	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 00分 開議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、議場内においても原則マスクを着用することとしております。マスクをしたままで議事進行させていただきます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、議案審議、採決となっております。発言を行う際もマスクをしたままで、マイクを立ててからはっきりと発言してください。また、質疑、答弁は要点のみ簡潔に行ってください。なお、採決では全て起立を求めますので、あらかじめお願いをしておきます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第1、議案第82号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第82号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第83号 芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

- 議長（湊俊文） 日程第2、議案第83号、芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第83号、芸北ホリスティックセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第84号 北広島町ふれあい健康館設置及び管理に関する条例を廃止する条例

- 議長（湊俊文） 日程第3、議案第84号、北広島町ふれあい健康館設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第84号、北広島町ふれあい健康館設置及び管理に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第85号 豊平青年研修道場設置及び管理に関する条例を廃止する条例

○議長（湊俊文） 日程第4、議案第85号、豊平青年研修道場設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第85号、豊平青年研修道場設置及び管理に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第86号 広島県市町総合事務組合格約の変更について

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第86号、広島県市町総合事務組合格約の変更についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第86号、広島県市町総合事務組合格約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第87号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第87号、行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 1番、亀岡です。本案の提案理由の中で総務課長がお話された中に、これまで利用対象外であった地方公共団体が令和5年4月1日から直接適用対象に変更されることによるものであるという説明がありましたけれども、このことについてもう少し説明していただければ、お願いいたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） これまで地方公共団体においては、今の個人情報保護条例の直接の適用対象ではなかったわけですが、昨今のデジタル社会の進展によりまして、いろんな場面で個人情報を取り扱う利用シーンが増えてきたというところございまして、地方公共団体においても条例できちんと定めていくということになったことございまして。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） その変更によって、実際に窓口業務とか、町民に行政のほうが対応する時に何か事務的に変わるということのは出てくるんでしょうか。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 特にそういった取扱いの変更によりまして、町民の方に負担を強いるとか、行政の側のほうで、より取り扱う事務量が増えるといったことはございませんで、これまでも個人情報の取扱いについては厳格な取扱いに注意してきているところでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第87号、行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第88号 財産の取得について

○議長（湊俊文） 日程第7、議案第88号、財産の取得についてを議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第88号、財産の取得については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第89号 令和4年度北広島町一般会計補正予算（第7号）

○議長（湊俊文） 日程第8、議案第89号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第7号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃です。この補正予算の中には電気代の増というのがあって、一般会計、特別会計で2280万円というふうに聞いたと思うんですが、その中で、まちづくりセンターはどれぐらい電気代が上がるのか、参考までに聞かせてください。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） すみません、ちょっと資料持ち合わせておりませんので、調査をしたいと思います。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 10番、服部です。先ほどとちょっと関連するんですが、電気代の補正が多くあるということで、今後、来年からも上がると聞いてますが、この対策、例えば、さっき言ったセンターを開けている日を短くするとか、こういった対応するという、何か対策とかを考えられていれば、そのあたりを伺います。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） まちづくりセンターにつきましては、電気代の節約という趣旨からではございませんけども、来年度休館日を月に2回ほど、第2、第4水曜日を休館日というふうに予定しております。以上でございます。

○議長（湊俊文） 服部議員。

○10番（服部泰征） そのほか支所とかで何か対策をされるのであれば、もし考えられていればお伺いします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） これまでも時間外の短縮でございましたり、昼休憩の消灯、不要な照明器具の消灯でありましたり、エレベーターを使わずに階段を利用するなど、省エネ行動については注意喚起を行っているところでございます。

○議長（湊俊文） ほかに質疑はありますか。1番、亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 総務費についてお伺いします。予算書の歳出5ページ、6ページです。これの2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費でありますけども、これが会計年度任用職員報酬として274万6000円が上がっております。これはマイナンバーカードの受付とマイナポイントの申込みの支援のために雇用したというふうに聞いておりますが、これの人数と期間についてお尋ねします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 会計年度任用職員の報酬の人数ですけども、これが毎日ではないんですけども、全体で4名分、毎日ではありませんが4名分です。それから期間は今年度の3月31日までです。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） 確認です。今年度の4月1日から令和5年の3月31日までの1年間ということによろしいですか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 4名分のうち2人分が8月から3月31日分、それから2名分が12月から今年度分になります。

○議長（湊俊文） 亀岡議員。

○1番（亀岡純一） このマイナンバーカードのポイント付与の件ですけども、なかなか理解されていないんじゃないかなという気がしているんですが、そのことについて、もし聞けるようであればお聞きしてみたいんですけども、その中に一つ、公金口座とマイナポイントをひもづけすることで7500円分のポイントがつくという話があったと思うんですが、これがどういうことかということの説明をいただくことはできますか。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 公金口座とのひもづけについてなんですけども、これは今既に、そちらの口座のほうに振込ができるものと、それから今後のものがかなりたくさんあるんですけども、例えば年金関係でありますと、国民年金が入ってくる口座であるとか、それから、これは今後になるんですけども、例えば、税金関係で国保税であるとか、県税のほうであると不動産取得税の還付といったようなものであるとか、児童手当などがそちらのほうの口座のほうにひもつけて入るような今後の流れになっていくというものです。

○議長（湊俊文） ほかに質疑ありませんか。4番、中村議員。

- 4番（中村忍） 4番、中村忍です。先ほどまちづくり推進課長のほうから、まちづくりセンターを来年度は第2、第4水曜日を休館日とする。これは電気代に係るものではないけれどもということをおっしゃいました。私個人の思いでは、第2、第4水曜日を休館日とすることはなぜか、その理由を答えていただければと思います。
- 議長（湊俊文） 個人的な発言はやめていただいて。まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（矢部芳彦） 来年度まちづくりセンターの休館日を設定する理由については、施設のメンテナンス、それから職員の勤務のローテーションの調整、この2つの理由で休館日を設定させていただくことに決めました。以上でございます。
- 議長（湊俊文） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第89号、令和4年度北広島町一般会計補正予算第7号は原案のとおり可決されました。まちづくり推進課長。
- まちづくり推進課長（矢部芳彦） 先ほどのまちづくりセンターの光熱費については、今回補正のほうには計上しておりません。以上でございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第90号 令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

- 議長（湊俊文） 日程第9、議案第90号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第90号、令和4年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第91号 令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（湊俊文） 日程第10、議案第91号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）
- 議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第91号、令和4年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第92号 令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第11、議案第92号、令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第92号、令和4年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第93号 令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（湊俊文） 日程第12、議案第93号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第5号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第93号、令和4年度北広島町介護保険特別会計補正予算第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第94号 令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第13、議案第94号、令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第94号、令和4年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第95号 令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第14、議案第95号、令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第95号、令和4年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第96号 令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 日程第15、議案第96号、令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第96号、令和4年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第97号 令和4年度北広島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（湊俊文） 日程第16、議案第97号、令和4年度北広島町水道事業会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、議案第97号、令和4年度北広島町水道事業会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙

○議長（湊俊文） 日程第17、広島県水道広域連合企業団議会議員の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選とし、議長が指名

することに決定いたしました。広島県水道広域連合企業団議会議員に、12番、湊議員を指名します。湊議員を広島県水道広域連合企業団議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

- 議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、広島県水道広域連合企業団議会議員に湊議員が当選されました。湊議員には、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 請願・陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（湊俊文） 日程第18、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で各常任委員会へ審査の付託を行っております。請願・陳情等の審査結果の報告を求めます。総務常任委員会、服部委員長。
- 総務常任委員長（服部泰征） 令和4年12月20日、北広島町議会議長湊俊文様。総務常任委員会委員長服部泰征。委員会審査報告を行います。令和4年12月7日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第15号、件名、物価高騰に対する支援を求める陳情書。審査の結果は採択です。事件の番号、陳情第19号、件名、子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書。審査の結果は採択です。なお、陳情第15号、陳情第19号については、意見書の提出をします。理由としまして、陳情第15号は、様々な物価高騰や新型コロナウイルス感染症の影響を受けている医療機関や介護事業所が患者負担を増やすことがないよう支援が必要であるため採択とします。陳情第19号については、北広島町では既に実施されていますが、県レベルでの取組が必要であるため採択とします。以上です。
- 議長（湊俊文） 続いて、産業建設常任委員会、伊藤淳委員長。
- 産業建設常任委員長（伊藤淳） 令和4年12月20日、北広島町議会議長湊俊文様。産業建設常任委員会委員長伊藤淳。委員会審査報告です。令和4年12月7日、本会議において本委員会へ付託された次の件については、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、陳情第13号、件名、令和5年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書。審査の結果、採択です。理由です。北広島町商工会の活発な事業活動は地域経済、地域コミュニティの活性化につながるため採択とします。以上です。
- 議長（湊俊文） 以上で、常任委員会の審査報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第19 陳情審査

- 議長（湊俊文） 日程第19、陳情審査を行います。陳情第13号、令和5年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書を議題とします。これより質疑を行います。産業建設常任委員会の委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わ

ります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、陳情第13号、令和5年度経営改善普及事業費等補助金交付要望書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 陳情審査

- 議長(湊俊文) 日程第20、陳情審査を行います。陳情第15号、物価高騰に対する支援を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。(起立全員)

- 議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、陳情第15号、物価高騰に対する支援を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第21 陳情審査

- 議長(湊俊文) 日程第21、陳情審査を行います。陳情第19号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書を議題とします。これより質疑を行います。総務常任委員会委員長の審査報告に対して質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本件について採決します。本件について、総務常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。(起立全員)

- 議長(湊俊文) 起立全員です。したがって、陳情第19号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 発議第10号 国の責任による物価高騰に対する支援を求める意見書の提出について

- 議長(湊俊文) 日程第22、発議第10号、国の責任による物価高騰に対する支援を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

- 議会事務局(三宅克江) 国の責任による物価高騰に対する支援を求める意見書(案)。令和4

年6月10日、厚生労働省医政局総務課より、新型コロナウイルス感染症対応交付金による原油価格・物価高騰等総合緊急対策に関する事務連絡が一般社団法人日本病院会へ発出された。物価高騰のため、コロナの影響を受けている医療機関において食材料費の値上げや光熱水費の高騰に影響を受けている場合、地方公共団体の判断により上記交付金の活用が述べられている。現在、医療機関や介護事業所では物価高騰の影響を受けている。医療機関では、療養担当規則上、療養の給付と直接関係のないサービスについての費用の徴収は認められていない。価格転嫁のできない今般の光熱水費等の急激な値上げに対しては補助金等の助成措置が必要です。食材料費の値上げによる費用増も深刻である。1994年以来、食事療養費は据え置かれたまま患者負担のみが連続的に増やされている中で、病院の給食部門の多くは赤字構造となっている。患者負担を増やすことなく、食事療養費の引上げを実施すべきである。また、介護事業所においても原則価格転嫁はできない。既に公共施設や学校について光熱水費や給食費の助成が行われているが、交付金の活用を拡大する対応を考慮すべきである。よって、財政的追加措置も含めて医療機関、介護事業所に対する財政支援を行うため、次の事項を実現するよう強く要望する。記。1、医療機関や介護事業所に対して光熱水費、食材料費、燃料費の助成措置を講じること。2、食材料費の高騰に対して28年間据え置かれている医療機関への食事療養費の引上げ実施を国の責任で行うこと。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年12月20日、広島県北広島町議会。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。4番、中村議員。

○4番（中村忍） 発議第10号、令和4年12月20日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員中村忍。賛成者、北広島町議会議員服部泰征。国の責任による物価高騰に対する支援を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨については次のとおりでございます。現在、医療機関や介護事業所では物価高騰の影響を受けており、価格転嫁のできない今般の光熱水費等の急激な値上がりに対しては補助金等の助成措置が必要であります。また、食材料の値上げによる費用増も深刻であり、食事療養費の引上げを実施すべきであります。医療機関、介護事業所に対する財政支援を行うため要望いたします。議員各位のご賛同お願いいたします。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第10号、国の責任による物価高騰に対する支援を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 発議第11号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第23、発議第11号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局（三宅克江） 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）。子育ての大きな不安の一つに子どもの病気がある。新型コロナウイルスの感染拡大によって多くの子育て世代の生活困窮や子どもの貧困の深刻化が懸念されている。すべての子どもの健やかな成長を保障するために医療費の心配をなくすことはますます重要である。厚生労働省の2020年度調査によると、県レベルで、広島県のように子どもの医療費助成制度の対象が入院・通院とも就学前にとどまっている県は全国でも半数以下となっている。広島県は、制度拡充については国がやることとの理由で、国へは要請をしているものの、県としては18年間制度拡充を行っていない。広島県内の市町においては、自治体の努力により拡充がすすんでおり、県内23市町の全てが県の制度を上回っている。従来から住民の要求が高かった子どもの医療費助成制度の拡充がコロナ禍で切実な要求となっている。広島県は、国への要請と同時にコロナ禍での県民の要求や県内自治体の状況にむき合い、子どもの医療費助成制度の拡充にむけて取り組む時にきていると考える。よって、広島県においては子どもの医療費助成制度において、次の事項を実現するよう強く要望する。記。1、広島県は、県独自の子ども医療費助成制度の拡充を行うこと。 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。令和4年12月20日、広島県北広島町議会。提出先、広島県知事。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。10番、服部議員。

○10番（服部泰征） 発議第11号、令和4年12月20日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員服部泰征。賛成者、北広島町議会議員宮本裕之。子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨です。子どもの医療費助成制度は、全国の自治体で拡充が進み、広島県内の市町各自自治体においても拡充の努力がなされている。しかし広島県においては、いまだに子どもの医療費助成は、入院・通院とも就学前にとどまっている。住民の要望や県内自治体の状況に向き合い、県として子ども医療費助成制度拡充に取り組むよう要請する。議員各位のご賛同よろしくお願いします。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第11号、子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 発議第12号 消費税インボイス制度の延期を求める意見書の提出について

○議長（湊俊文） 日程第24、発議第12号、消費税インボイス制度の延期を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局（三宅克江） 消費税インボイス制度の延期を求める意見書（案）。2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）導入に向けて、インボイス発行事業者の登

録申請が始まった。これまで課税売上が年間1000万円以下の事業者は、納税事務負担等に配慮して免税事業者とされていた。しかし、インボイス制度は消費税を販売価格に転嫁できない零細業者にも課税業者になることを迫っている。免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は事業者間の取引慣行を壊し、免税店制度を実質的に排除するものである。このため日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士連合会はじめ様々な団体・個人から制度の廃止や実施延期を求める声が上がっている。多くの中小零細業者は、コロナ危機のもと、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度の理解や事業者登録、経理や書類の変更準備に取りかかる状況ではない。これ以上の負担を課すことは、コロナ危機からの経済再生を阻害することにもつながる。よって、国においては、中小零細事業者や個人事業主の事業存続と再生、地域の維持のために、次の事項を実施するよう強く要望する。記。1、消費税インボイス制度の実施は延期すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年12月20日、広島県北広島町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、内閣官房長官。以上です。

○議長（湊俊文） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。7番、美濃議員。

○7番（美濃孝二） 7番、美濃孝二です。発議第12号、令和4年12月20日、北広島町議会議長湊俊文様。提出者、北広島町議会議員美濃孝二。賛成者、北広島町議会議員梅尾泰文。消費税インボイス制度の延期を求める意見書の提出について。標記の議案を次のとおり地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。趣旨。消費税インボイス制度の内容がほとんど知らされていない中で、北広島町においても小規模な出荷農家やシルバー人材センター会員などから、インボイス登録への疑問、不安が広がり、道の駅やシルバー人材センターなども対応に混乱が生じている。さらに課税事業者にならなければ取引から除外される可能性がある。そのため2023年10月からのインボイス制度の実施を延期するよう国に対し求めるものである。議員各位のご賛同をお願いします。

○議長（湊俊文） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより本案について採決します。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

○議長（湊俊文） 起立全員です。したがって、発議第12号、消費税インボイス制度の延期を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第25 閉会中の継続審査及び継続調査の申し出

○議長（湊俊文） 日程第25、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出についてを議題とします。お手元に配付したとおり、総務常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長より、それぞれ閉会中の継続審査の申し出が、そして中山間地域対策特別委員会委員長より閉会中の継続調査の申し出が提出されております。お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査及び継続調査に付することに決定いたしました。以上で、本日の日程を全部議了いたしました。会議を閉じます。ここで町長から発言の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） 12月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。12月7日の開会から本日までの14日間、議員の皆様におかれましては終始熱心な調査、ご議論、ご審議の下、提案いたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。今後とも町行政の運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。早いものでコロナ禍3度目の新年を迎えることになりました。行動制限はないものの、一人一人が警戒を緩めることなく、可能な限り、かからない、移さない、注意を払いコロナとの共存を図っていくことが求められています。今回、かなり雪が降りましたが、これからが冬本番、寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員、町民の皆様には、どうかご自愛をいただき、より一層のご健勝を祈念申し上げまして閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（湊俊文） 閉会に当たり、一言申し上げます。本定例会は12月7日から本日まで14日間の会期でありました。提出された議案、陳情を慎重審議され、全議案を議了いたしました。本当にお疲れさまでございました。行政におかれましては、本定例会において出されました質疑や意見など、今後の予算編成、予算執行に反映されるよう要望しておきます。今年もあとわずかとなりました。この1年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症の感染やロシアによるウクライナ侵攻、また急激な円安による物価高騰など、私たちの生活をはじめ社会経済活動に大きな影響を及ぼしました。そうした中でも町内各地域において、夏、秋祭りなどのイベントが3年ぶりに開催されるなど、少しずつではありますが、地域のにぎわいを取り戻しつつあるのではないかと思います。また、1日も早く平穏な日々が送れますことを切に願うものです。既にご承知のことと存じますが、来年5月19日から21日までの3日間、G7サミットが広島市内で開催されます。この会議の開催を通じて広く世界に広島の平和への思いが届くことを期待しております。結びに、今年1年皆様のご協力、ご支援を感謝申し上げますとともに、議員並びに執行部各位におかれましてはくれぐれもご自愛の上、新年を迎えられ、来年健康で幸多き年になることを祈念申し上げ、閉会の言葉といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 59分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~